

鳥取県告示第352号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤 明彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取こども学園	鳥取市立川町五丁目417	社会福祉法人鳥取こども学園はまむら作業所	鳥取市気高町勝見11	就労継続支援B型	平成24年5月1日